社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業実施要綱

(制定)令和6年3月29日 5福祉企企第420号 (一部改正)令和7年3月31日 6福祉総総第1412号

(目的)

第1 本事業は、非常用電源等を導入する社会福祉施設等に対し、電源設備、機器等の 購入に要する経費を助成することにより、災害時にも施設機能を維持することで社 会福祉施設等利用者の安全確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。
 - 1 非常用電源設備

消防用設備などに自動的に電気を供給するため、施設に設置する発電機、当該設備に接続する燃料を貯蔵する容器、切替盤その他これらに付随する設備で構成される電源設備

2 外部給電器

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池に充電された電気を取り出し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の外部へ給電する機能を有する機器(V2Hを除く。)

3 V 2 H

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池から電力を給電するための直流・交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

- 4 可搬型蓄電池
 - 持ち運びが可能で、繰り返しの充電・放電が可能な蓄電池
- 5 車両接続型電源

ガソリン乗用車のバッテリーから電気を取り出し、ガソリン乗用車の外部へ給電する機能を有する機器

6 外部電源接続切替盤

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車と外部給電器、ガソリン車のバッテリーと車両接続型電源を介した電源を、建物へ供給する役割を果たす機器

(実施主体)

第3 本事業の実施主体は東京都(以下「都」という。)とする。ただし、事業の実施に 当たっては、事業の全部又は一部を、法人格を有する者であって都が認めるものに 委託することができる。 (事業内容)

第4 第1に規定する目的を達成するため、非常用電源等を導入する社会福祉施設等が 電源設備、機器等の購入に要する経費について、都は別に定めるところにより、当 該事業所に対して、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。